

呉市教育委員会会議録
(令和元年9月27日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和元年9月27日定例会

- 1 開催日時 令和元年9月27日(金) 15:00開会
15:43閉会
- 2 開催場所 756会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補 中島 正雄
教育総務課長 安倍 広志
学校施設課長 森川 英司
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
教育総務課主幹 新谷 剛弘
学校教育課主幹 安部 ほずみ
教育総務課主査 上野 美帆
- 5 傍聴者 1人
- 6 日 程
(1) 会期決定について
(2) 前回会議の報告
(3) 教議第46号 呉市幼稚園条例施行規則及び呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定
について
(4) 報告第23号 令和元年度教育費補正予算について
(5) 教議第47号 臨時代理の承認について(教職員人事)

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、小谷委員・森尾委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上 野 主 査 (令和元年8月23日臨時会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第4については予算に係る案件のため非公開、日程第5については人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

| |
|--|
| 教議第46号 呉市幼稚園条例施行規則及び呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について |
|--|

教 育 長 それでは、日程第3の教議第46号「呉市幼稚園条例施行規則及び呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

高 橋 課 長 それでは、教議第46号「幼稚園条例施行規則及び呉市立幼稚園園則の一部改正について」御説明いたします。

それでは、資料5ページを御覧ください。議案資料をもとに説明いたします。

1の改正の趣旨を御覧ください。令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されるため、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、呉市立幼稚園条例の一部を改正するため、所要の規定を整備するものです。

2の改正の内容を御覧ください。改正は2点ございます。まず、1点目は呉市立幼稚園施行規則の一部改正です。内容は、幼児教育・保育の無償化により、全ての利用者の保育料、入園料の額を無償とすることに伴い、規則で定めております保育料、入園料の納付、猶予及び免除等に関する規定を削除します。

また、保育時間の延長を実施した場合に係る預かり保育料についても、無償化の対象となりますが、市が従前どおり預かり保育料を徴収し、その後、保護者が支払った金額に対して、国の定める基準額を上限とし、当該施設利用費として支給するため、関係規定の改正はありません。

続いて2点目の呉市立幼稚園園則の一部改正です。施行規則と同様に保育料等の納付に関する条文において、「保育料等」を「預かり保育料」に改正しています。

続いて、3の施行期日を御覧ください。令和元年10月1日を施行期日としており

ます。

先ほど御説明しました改正点について、資料1～4ページの表の左側に現行の規定を、右側には改正案を示しておりますので、御確認ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第46号「呉市幼稚園条例施行規則及び呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　現在、呉市が運営されてる幼稚園はどちらがありますか。

高 橋 課 長 　ゆたか幼稚園と豊島幼稚園がありますが、豊島幼稚園は休園中となっております。

佐々木委員 　預かり保育料について、保護者からの請求を受け、返納するというのですが、毎月請求をしていただくということですか。

高 橋 課 長 　預かり保育料については、利用日数を月ごとにまとめ、請求をしていただく形となります。

佐々木委員 　来年度以降も同様の流れになるのでしょうか。保護者から預かり保育料を支払っていただいた後に、請求していただいて返納するという方法よりも、もっと良い方法があれば保護者の方の混乱を避けるために検討してみても良いのではと思いますが、いかがでしょうか。

高 橋 課 長 　事務については、子育て施設課が処理していきますが、やはり利用日数が異なるため、現時点では、来年度以降もこの流れの方が進めていきやすいため、この方法でさせていただく予定にしております。ですが、佐々木委員がおっしゃられたことについても、これから子育て施設課と連携を進めてまいりたいと思います。

教 育 長 　ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案とおり決めます。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(15:11)

報告第23号 令和元年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

(15:17)

教 育 長 　それでは、ここでいったん定例会を中断させていただいて、先にトピックスの説明をお願いします。

(各課からトピックス等について説明)

教 育 長 　それでは議題に戻ります。これより秘密会の議題に入りますので、説明員の交代をお願いします。

(15:39)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。
(1 5 : 4 3)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(委 員 森 尾 敬 介)

(令和元年9月27日定例会)